

食料・飲料／FDAコンプライアンス

食品・飲料業界の企業にとって、米国食品医薬品局（FDA）およびその他の機関が定める規制へのコンプライアンスは、収益確保のための最重要事項です。食料安全保障の新時代が絶え間ない変化を生じさせている今、食品・飲料メーカーは、より厳密な監視の下に置かれているとともに、新たな課題・機会に直面していると言えます。その結果、これらの企業が短期および長期の両側面で成功を収めるには、各企業のニーズに合致した実践的かつ将来を見通したリーガル・アドバイスが必要とされています。

増田・舟井法律事務所は、FDAコンプライアンス、リコール、開示、および検査等におけるあらゆる局面で、米国内外の食品・飲料企業を代理しています。当事務所の弁護士は、クライアントが日常業務の中で直面する意思決定問題はもちろん、連邦食品・医薬品・化粧品法（FFDCA）、生鮮農産物法（PACA）、カリフォルニア州プロポジション65（安全飲料水及び有害物質施行法）等、複雑な法律の適用を熟知しています。

初期市場戦略から、商品開発、各種書類の提出、GRAS評価・通知、当局による検査およびそれらへの対応、ラベルに関するアドバイス、広告における「Health（健康）」および「All Natural（100%ナチュラル）」の表示に関する請求、製造プロセスおよび継続的な報告義務まで、あらゆる側面でクライアントをサポートしています。

当事務所は、関税が絡む輸出入問題でもクライアントを代理しており、米国への食品・飲料輸出における承認にかかわる文書作成、関税局およびFDAによる輸入物の検査における輸入業者へのアドバイスにも対応しています。